

## IC 学生証及び IC 組合員証 電子マネー利用規則

### (目的)

第1条 本規則は、北海道教育大学（以下、「大学」と略す）が発行する学生証に搭載された電子マネー機能の生協における利用及びその取り扱いについて定めたものである。

2 IC 組合員証は、本規則を準用するものとする。

### (定義)

第2条 本規則で対象となる IC 学生証とは、非接触型 IC チップを搭載した学生証をいう。

2 本規則において学生とは、北海道教育大学に在籍する学生をいう。

3 電子マネー機能とは、IC 学生証に搭載された IC チップに入金し、プリペイド方式により POS レジスタで精算する機能、組合員にあっては利用ポイントによるサービス機能をいう。

4 本規則において、生協とは北海道教育大学生生活協同組合をいう。

### (IC 学生証の発行、再発行等)

第3条 大学は IC 学生証を発行する。

2 IC 学生証の紛失等による再発行については、大学の規定に従う。

### (IC 学生証の利用)

第4条 IC 学生証の利用にあたって、学生は本規則を遵守しなければならない。

3 大学に在籍する資格を失った学生は、IC 学生証を利用することはできない。

## 第1部 プリペイド条項

### (プリペイド利用方法)

第5条 学生は、IC 学生証対応 POS レジスタ等を用いて現金により入金することで、IC チップに入金額を記録することができる。

2 学生は、記録された金額の範囲内で、指定店舗及び IC 学生証対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができる。

### (プリペイド利用の限度額・手数料等)

第6条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これを学生に通知する。

2 IC 学生証のプリペイド利用手数料は無料とする。

3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

(プリペイドが利用できない場合)

第7条 学生は、次の場合 IC 学生証の利用ができないことをあらかじめ承諾する。

IC 学生証の紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、IC 学生証を利用することができない場合

指定店舗が IC 学生証で利用ができない商品及びサービスを指定している場合

(プリペイドの忘失・汚損等)

第8条 次の場合、学生は生協に再発行を届け出るものとする。

IC 学生証の汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合

IC 学生証の記載内容変更により再発行を受ける場合

学生が IC 学生証を忘失または盗難にあった場合

2 前項の場合において、当該 IC 学生証にプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高をシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定した後に、再発行された IC 学生証にこれを記録する。

3 前二項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、学生等の故意又は過失による IC 学生証本体の破損等によるものと生協が判断した場合、生協はプリペイド未使用残額の保証はしない。

(返金の禁止)

第9条 プリペイド未使用残額は返金しない。

2 前項の規定にかかわらず、生協が認める次の事由によるときプリペイド未使用残額を返金する場合がある。

学生が大学に在籍する資格を失ったとき

学生が長期休学をするとき

生協の責に帰す事由があるとき

その他、生協が必要と認めるとき

2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行う。

## 第2部 ポイント条項

(ポイント利用方法)

第10条 生協組合員である学生は生協利用時に生協が定めるポイント発生率により IC 学生証にポイントを蓄積することができる。

2 蓄積されたポイントは生協が定める基準でポイント券として発券される。学生はポイント券を金券として指定店舗で利用することができる。

3 ポイント券の使用有効期限を6カ月とする。

(ポイントが蓄積できない場合)

第11条 学生は、次の場合IC学生証へのポイント蓄積ができない。

IC学生証の紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電、特設店舗での端末機の未設置等により、IC学生証を利用することができない場合。ただし生協がポイントの事後登録等の特別の措置をとった場合はこの限りでない

学生が利用の場面でIC学生証を使用しなかった場合

(ポイントの忘失・汚損等)

第12条 IC学生証の汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはIC学生証記載内容変更により再発行を受ける場合、学生は再発行の申請をしなければならない。

2 学生は、IC学生証を忘失し、または盗難にあった場合、第5条にいう届出を行う。

3 前二項の場合において、当該IC学生証にポイント残額がある場合、生協は当該未使用残額を確定した後に、再発行されたIC学生証にこれを記録する。当該未使用残高はシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定するものとする。

4 前三項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、学生等の故意又は過失によるIC学生証本体の破損等によるものと生協が判断した場合、ポイント残額の保証はしない。

(改廃)

第13条 本規則の改廃は生協理事会が行い、学生に通知する。

(施行)

第14条 本規則は2010年3月1日から施行する。

2 2011年11月1日改訂

項目		ポイント付与
ポイント付与の単位		10円
購買分類	1(文具・サプライ)	0.1Point
	6(雑貨)	0.1Point
	8(パン米飯)	0.1Point
	7.9(食品)	0.1Point
書籍分類	書籍、雑誌	0.3Point
	教科書	0.5Point
	定期購読	0.5Point
	特記事項	

	・資格取得講座等スタディガイド分類を除く・文科省発行を除く・ 書籍の協同購入は、現金 10%割引とし、ポイントを付与しない。	
食堂分類	食堂利用	<b>0.1Point</b>
	特記事項 ・コンパ利用を除く	
ポイント券発行基準		<b>100Point 100円 有効6月</b>